

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和6年9月27日(金) 開会 午後 2時30分 閉会 午後 3時20分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長職務代理者 植田 美恵子
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 岸本 昇 2番委員 瀬畑 俊夫 3番委員 佐野 泰弘 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 宮崎 学 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐雄 12番委員 坂東 賢二 13番委員 石田 幸夫 14番委員 植田美恵子 15番委員 廣瀬 長市 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良仁 18番委員 政岡 茂</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>2番委員 安廣 貴明 5番委員 長谷川豊司 7番委員 宮崎 秀喜 10番委員 奥田 雅之 15番委員 廣瀬 佳輝 17番委員 近藤 和隆 18番委員 赤川 勉</p>
5 欠席者	<p><農業委員></p> <p>19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>3番委員 宮本 忠佳 4番委員 山本 美香 11番委員 松浦 義幸 12番委員 森 政雄 13番委員 岡田 敏明 14番委員 鈴木 隆大</p>
6 欠員	なし
7 傍聴者	なし
8 議事	<p>付議案件</p> <p>(農地関係議案)</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 非農地証明願の審議について 第5号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について 第6号議案 農用地利用集積計画の承認について 第7号議案 農用地利用集積等促進計画に対する意見について</p> <p>報告事項</p> <p>(農地関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条の3規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第4条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について 3. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について 4. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について 5. 農地法第18条第6項の処理について 6. 農地改良届について 7. 民事執行法による売却に係る照会に対する回答について

(開会 午後2時30分)

事務局 それでは、定例総会を始めます。本日の議長は会長職務代理者の植田委員が務めることとなっております。進行をよろしく願います。

議長 ただ今から、令和6年9月徳島市農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える18名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号19番市岡沙織委員です。はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号17番鎌田良仁委員と、議席番号7番宮崎学委員の両名を指名します。よろしく願います。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしく願います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後75aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による贈与で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後20aに至り、譲受人は対象地において水稲の栽培を行うとのことです。

3番から4番は、譲受人が同一なので併せて説明させていただきます。譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、3番が農地2筆、4番が農地1筆の所有権をそれぞれ移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後483aに至り、譲受人は対象地において、ブロッコリーの栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後257aに至り、譲受人は対象地において野菜の栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後144aに至り、譲受人は対象地において水稲と野菜の栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後159aに至り、譲受人は対象地において水稲と野菜の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上7件で、対象地は、田5,456㎡、畑3,726㎡、合計9,182㎡です。御審議をよろしく願います。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので採決いたします。第1号議案の農地法第

3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書2ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は既存市道との官民境界において農地の一部が市道に含まれていることが判明したため、これを転用するものです。

以上、本案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われま。

第2号議案は、1件で地目は、畑が17.27㎡です。転用目的の内訳は、その他施設用地が17.27㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので採決いたします。第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、本案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、本案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書3ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、建築業を営んでいる譲受人が、露天資材置場に転用するものです。

2番の申請地は、集団農地でかつ高性能農業機械による営農に適した甲種農地に該当しますが、不許可の例外規定である集落接続に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。申請地は、50m以内に3戸以上の住宅があることを現地で確認しております。賃貸借権を設定し、建築業を営んでいる借人が、露天資材置場に転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、社会福祉事業を営んでいる譲受人が、社会福祉施設（デイサービスセンター）に転用するものです。また、申請地の一部で、既に転用行為が行われており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、建築業を営んでいる借人が、露天資材置場に転用するものです。

5番から8番は、譲受人が同一であるため、併せて説明します。申請地は、いずれ

も公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、太陽光発電事業を営んでいる譲受人が、太陽光発電施設に転用するものです。

9番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、建設業を営んでいる借人が、露天資材置場に転用するものです。なお、申請地の一部は既に転用行為が行われており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

10番と11番は、譲受人が同一であるため、併せて説明します。申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、太陽光発電事業を営んでいる譲受人が、太陽光発電施設に転用するものです。

12番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、自動車販売業を営んでいる借人が物品販売店舗（自動車小売業）に転用するものです。また、申請地は、既に転用行為が行われており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

13番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、木材の小売業を営んでいる譲受人が露天資材置場に転用するものです。

14番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、外構工事業を営んでいる譲受人が、露天資材置場に転用するものです。

15番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が農家の世帯分離住宅に転用するものです。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、資材置場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、農地区分が甲種農地である2番案件と、転用規模が大規模である3番から8番、10番から12番、14番案件については地区審査を実施しました。

第3号議案は全15件で、地目は、田16,994㎡、畑2,516㎡で、合計19,510㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地267㎡、駐車場・資材置場6,030㎡、その他施設用地13,213㎡となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしく願います。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、2番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の野口委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

野口委員 今月17日の午後2時より、2番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、佐野委員、山本推進委員と私の3名と転用者側1名、事務局3名の7名です。

申請対象の農地は、方上町舟戸川にあり、甲種農地に区分されるとのことです。賃貸借権を設定し、借人が露天資材置場に転用しようとするものです。造成については、盛土はせず、整地のみとなります。周囲は、隣接地との間にある既設擁壁をそのまま使用します。排水については、雨水のみであり、地下浸透させるとのことです。地元土地改良区からの意見書及び排水同意書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、勝占地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしく願います。

議長 ありがとうございます。続きまして3番と4番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の佐野委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

佐野委員 今月17日の午後2時15分より、3番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、野口委員、山本推進委員と私の3名と転用者側1名、事務局3名の7名です。

申請対象の農地は、北山町船附にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は所有権を移転し、譲受人が社会福祉施設（デイサービスセンター）に転用しようとするものです。造成については、山土を盛土し、周囲は、隣接地との間にある既設擁壁をそのまま使用し、擁壁がない場所には新設します。排水については、西側の県道沿いにある側溝へ放流するとのことで、地元の土地改良区や協議会からの意見書及び排水同意書が提出されています。先程、事務局からも説明があったとおり、3番案件の一部はすでに雑種地の状態となっておりますが、転用の必要性も認められるため、結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、勝占地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。

続きまして、4番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、野口委員、山本推進委員と私の3名と転用者側1名、事務局3名の7名です。

申請対象の農地は、西須賀町鶴島にあり、第2種農地に区分されるとのことです。賃貸借権を設定し、借人が露天資材置場に転用しようとするものです。造成については、表土をすき取り、碎石で整地をします。排水については、雨水のみであり、地下浸透させるとのことです。地元の土地改良区からの意見書及び排水同意書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、勝占地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして5番から8番案件の地区審査に参加していただいた、上八万地区の佐々木委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

佐々木委員 今月19日の午前9時30分より、5番から8番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、松浦推進委員と私の委員2名と転用者側1名、事務局2名の5名です。

申請対象の農地は、下町本丁にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、所有権を移転して、譲受人が太陽光発電施設に転用しようとするものです。造成については、整地のみとなります。排水については、雨水のみで地下浸透させるとのことです。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、被害防除措置についても問題はなく、上八万地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして10番と11番案件の地区審査に参加していただいた、応神地区の坂東委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

坂東委員 今月19日の午前10時45分より、10番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、岡田推進委員と私の委員2名と転用者側1名、事務局2名の5名です。

申請対象の農地は、応神町吉成字長田と応神町吉成字前須にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、所有権を移転し、譲受人が太陽光発電施設に転用しようとするものです。造成については、盛土せず、整地のみとなり、周囲にはフェンスを設置します。排水については、雨水のみであり、地下浸透させるとのことです。地元の土地改良区からの意見書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、応神地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。

続きまして、11番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、岡田推進委員と私の委員2名と転用者側1名、事務局2名の5名です。

申請対象の農地は、応神町吉成字前須にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、所有権を移転し、譲受人が太陽光発電施設に転用しようとするものです。造成については、盛土せず、整地のみとなり、周囲にはフェンスを設置します。排水については、雨水のみであり、地下浸透させるとのことです。地元の土地改良区からの意見書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、応神地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。続きまして12番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の廣瀬委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

廣瀬委員 今月19日の午前11時40分から12番案件で地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、石田委員、廣瀬推進委員と私の委員3名、転用者側1名と事務局2名です。

申請地は、川内町大松にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、賃貸借権を設定して、借人が自動車小売業の物品販売店舗に転用するものです。造成については、北側と西側にコンクリート擁壁を施工し、山土で盛土してアスファルト舗装を施工します。排水については、敷地内に側溝と排水管を新設し、東側の既設水路に放流するとのことです。管轄する土地改良区の意見書および同意書の提出があります。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、被害防除措置についても問題はなく、川内地区の委員は一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。続きまして14番案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 今月17日の午前10時より、14番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、近藤推進委員と私の委員2名、転用者側1名、事務局2名の5名で

す。

申請対象の農地は、国府町日開字東にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、個人事業主として外構工事業を営む転用者が、露天資材置場に転用するものです。転用者は市外に住んでいますが、徳島市内での工事が多いため市内で資材置場に適している土地を探していたところ、耕作継続が難しくなった土地所有者と話しがまとまり、本件申請となりました。造成については、道路と同じ高さまで盛土します。隣接する農地はないため、周囲への影響はないとのこと。排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画です。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題なく、南井上地区の委員は、一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御意見がないようですので採決いたします。第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請については、1番から4番、9番、11番から15番案件を許可し、5番から8番、10番案件を許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案は1番から4番、9番、11番から15番案件を許可し、5番から8番、10番案件を許可相当として県に諮問することに決定いたしました。続きまして、第4号議案、非農地証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、非農地証明願についてご説明いたします。議案書6ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。申請地は20年以上前から農地であることを知らずに、宅地の一部として利用していたとのこと。1番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成15年4月6日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第4号議案は1件で、対象地は、畑261㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、発言がないようですので採決いたします。第4号議案の非農地証明願については、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案については、本案件を非農地と承認す

ることに決定いたしました。続きまして、第5号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認についてを開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について御説明いたします。議案書7ページと8ページを御覧ください。

1番は、すべての農地で、耕作を継続しております。

2番は、すべての農地で、耕作を継続しております。

3番は、すべての農地で、耕作を継続しております。

4番は、すべての農地で、耕作を継続しております。

5番は、すべての農地で、耕作を継続しております。

第5号議案は以上5件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田26,057㎡、畑803.38㎡、計26,860.38㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。第5号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については全案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第6号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、農用地利用集積計画について御説明します。議案書9ページを御覧ください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により従前の例によるとされた、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われまます。今月は新規設定が3件、再設定が7件で合計10件となっており、そのうち、賃貸借権が6件、使用貸借権が4件となっております。設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番が多家良地区2筆・1件、2番が勝占地区2筆・1件、3番と4番が不動地区6筆・2件、5番が応神地区4筆・1件、6番と7番が国府地区2筆・2件、8番と9番が南井上地区3筆・2件、10番が北井上地区5筆・1件となっております。利用権設定については以上で、田7筆7,781.30㎡、畑17筆15,687㎡の合計24筆23,468.30㎡となります。第6号議案の農用地利用集積計画についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。第6号議案の農用地利用集積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第7号議案農用地利用集積等促進計画に対する意見についての審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、農用地利用集積等促進計画に対する意見について御説明します。議案書11ページを御覧ください。本案件は、「農用地利用集積等促進計画」について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づき、農地中間管理機構である、公益財団法人徳島県農業開発公社から、意見を求められているものでございます。昨年から2度目の案件ですので、内容を説明させていただきます。

令和5年度から、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、市町村による「農用地利用集積計画」と農地中間管理機構による「農用地利用配分計画」が廃止され「農用地利用集積等促進計画」に統合されました。このうち、「農用地利用集積計画」については、地域計画ができるまでは作成が可能ですが、農地中間管理機構から借り手への転貸は「農用地利用集積等促進計画」によることとされ、県への認可申請には、農業委員会の意見書が必要とされております。こうしたことから、今回の意見聴取に至ったもので、本案件の使用貸借権の設定を受ける者は、同条第5項第2号イ及びロの要件について、保有する機械、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作事業を行うと見込まれ、又、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

今回、設定しようとしている土地は畑で978㎡、1筆になります。第7号議案の農用地利用集積等促進計画に対する意見についての説明は以上です。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

瀬畑委員 いきなり難しすぎて、解からないので簡単に解りやすく説明してほしいが。

事務局 農用地利用集積等促進計画は、来年から利用権が移る計画になりますが、今の分は、第6号議案です。第7号議案については、元々農地中間管理機構を経由して貸し借りをしていた分を途中で名義変更するということで、貸している人と機構はそのまま、残りの期間を別の人に貸す議案になっています。元の契約の残期間を違う人に貸すという、所有者は一緒に、機構が借りていて、機構から借りる人が変わったという議案になります。以前は、配分計画といって機構が借りていたのを機構が誰に貸すかというのは、農業委員会に審査は来なかったのですが、令和5年度から、農業委員会に意見を求められるようになりました。農地中間管理機構が農業委員会の意見を付けて徳島県に申請し、県がこの計画を許可公告するようになっています。

議長 それでは、採決いたします。第7号議案の農用地利用集積等促進計画に対する意見については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第7号議案については本案件を承認することに決定いたしました。

引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは報告事項について説明します。

議案書12ページと13ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得5件受理しました。

議案書14ページを御覧ください。2番は、農地法第4条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。1件交付しました。

議案書15ページを御覧ください。3番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。1件交付しました。

議案書16ページと17ページを御覧ください。4番は、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。6件受理しました。

議案書18ページから20ページを御覧ください。5番は、農地法第18条第6項（合意解約）の処理についてです。8件受理しました。

議案書21ページを御覧ください。6番は、農地改良届についてです。2件受理しました。

議案書22ページを御覧ください。7番は、民事執行法による売却に係る照会に対する回答についてです。1件回答しました。

今月の報告事項の説明については以上ですが、令和6年8月総会の第3号議案農地法第5条許可7番の転用目的について、建築物の用途が「診療所（眼科医院）及びコンタクトレンズ販売店」から、「診療所（眼科医院）」のみに変更となりましたのでつづいて御報告いたします。

当初、市建築指導課に施設の用途を確認し掲載しておりましたが、9月19日付けの建築指導課からの照会文書で、用途が「診療所（眼科医院）」となっており、議案の用途と異なることが判明しました。変更の理由は、市建築指導課が保健所と協議した結果、コンタクトレンズ販売店という表記は適切でないため、削除することになったとのことです。10月18日開催予定の県常設審議委員会においても、報告する予定としております。以上です。

議長

報告事項は以上ですが、何か御質問、御意見等はありませんか。

それでは、以上をもちまして、令和6年9月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。

次回は10月29日火曜日の開催予定となっておりますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。